別記第三号一(4)の欄錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径の欄を次のように改める。

錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分　（あり・なし） 谷部が赤錆色に見える主索の番号（　　） 直径（　　㎜） 未摩耗直径（　　㎜） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　　）	％ 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本

別記第三号二(17)の欄径の欄を次のように改める。

径の状況 最も摩耗した主索の番号（　　） 直径（　　㎜） 未摩耗直径（　　㎜）	％

別記第三号二(17)の欄錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径の欄を次のように改める。

錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分　（あり・なし） 谷部が赤錆色に見える主索の番号（　　） 直径（　　㎜） 未摩耗直径（　　㎜） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　　）	％ 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本

別記第三号注意⑭中「欄には、「主索」欄のうち「径」」を「の「径の状況」」に、「比率」を「割合」に改め、同⑮中「該当しない」を「該当する」に、「取消線で抹消して」を「○で囲んで」に改め、同⑮に後段として次のように加える。

なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1　素線切れ判定基準の記号

以下のａとｂの記号を組み合わせて記入すること。

ａ素線切れの判定記号

1　素線切れが平均的に分布する場合

2　素線切れが特定の部分に集中している場合

3　素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70％以下である場合

4　谷部で素線切れが生じている場合

ｂ判定結果の記号

イ　要是正判定の場合

ロ　要重点点検判定の場合

ハ　指摘なしの場合

＜記入例＞

素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合

　該当する素線切れ判定基準（1－イ）

指摘事項がない場合

　該当する素線切れ判定基準（　ハ　）

別記第三号注意⑭中「部分の径」を「部分」に、「主索の番号」を「部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で囲んでください。「あり」を○で囲んだ場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準」に改め、「割合」の下に「及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」を加え、同⑮に後段として次のように加える。

なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2　錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のａとｂの記号を組み合わせて記入すること。

ａ錆及び錆びた摩耗粉の判定記号

1　錆びた摩耗粉が多量に付着している場合

2　点状の腐食が多数生じている場合

3　錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94％未満である場合

4　錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合

ｂ判定結果の記号

イ　要是正判定の場合

ロ　要重点点検判定の場合

ハ　指摘なしの場合

＜記入例＞

錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合

　該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（1－イ）

指摘事項がない場合

　該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　ハ　）

別記第三号注意㉓中「該当しない」を「該当する」に、「取消線で抹消した」を「○で囲んだ」に改め、同㉕中「形式は」を「「形式」には」に、「該当しない」を「該当する」に、「取消線で抹消して」を「○で囲んで」に改め、同㉖中「1(4)及び2(17)主索又は鎖」を「1(4)「駆動方式」及び2(17)「主索又は鎖」」に、「、最も素線切れの多い」を「として掲げたもの、最も摩損した」に、「、錆びた」を「及び錆びた」に、「及びブレーキパッドの状況」を「として掲げたものに関する写真並びにブレーキパッドの状況」に、「別添1様式、」を「それぞれ別添1様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足ります。また、」に改める。

別記第四号注意⑪中「該当しない」を「該当する」に、「取消線で抹消した」を「○で囲んだ」に改め、同⑭中「形式は」を「「形式」には」に、「該当しない」を「該当する」に、「取消線で抹消して」を「○で囲んで」に改める。